

懲戒処分の公表

霧島市は、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

発表事項	市職員の懲戒処分について												
内 容	次のとおり市職員の懲戒処分を行いました。												
	<table border="1"><tr><td>所 属</td><td>市民環境部</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>40代 男性</td></tr><tr><td>発生時期</td><td>令和5年3月22日～令和5年4月20日</td></tr><tr><td>事案の概要</td><td>【欠勤】 上記期間中、正当な理由なく欠勤（22日間）を繰り返した。うち19日間については体調不良を理由とする欠勤連絡はあったが診断書等を提出せよとの指導にもかかわらず、これを提出していない。 また、3日間については無断欠勤であった。 なお、4月21日に医療機関を受診し、4月25日に郵送で、自宅療養を要する内容の医師による診断書が提出された。</td></tr><tr><td>処分量定</td><td>【懲戒処分 停職6か月】 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号並びに霧島市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として停職とする。</td></tr><tr><td>処分発令日</td><td>令和5年5月10日</td></tr></table>	所 属	市民環境部	年 齢	40代 男性	発生時期	令和5年3月22日～令和5年4月20日	事案の概要	【欠勤】 上記期間中、正当な理由なく欠勤（22日間）を繰り返した。うち19日間については体調不良を理由とする欠勤連絡はあったが診断書等を提出せよとの指導にもかかわらず、これを提出していない。 また、3日間については無断欠勤であった。 なお、4月21日に医療機関を受診し、4月25日に郵送で、自宅療養を要する内容の医師による診断書が提出された。	処分量定	【懲戒処分 停職6か月】 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号並びに霧島市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として停職とする。	処分発令日	令和5年5月10日
	所 属	市民環境部											
	年 齢	40代 男性											
	発生時期	令和5年3月22日～令和5年4月20日											
	事案の概要	【欠勤】 上記期間中、正当な理由なく欠勤（22日間）を繰り返した。うち19日間については体調不良を理由とする欠勤連絡はあったが診断書等を提出せよとの指導にもかかわらず、これを提出していない。 また、3日間については無断欠勤であった。 なお、4月21日に医療機関を受診し、4月25日に郵送で、自宅療養を要する内容の医師による診断書が提出された。											
	処分量定	【懲戒処分 停職6か月】 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号並びに霧島市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として停職とする。											
処分発令日	令和5年5月10日												
【問い合わせ先】 総務部 総務課人事研修グループ 電話 45-5111（内線1131）													